平成２９年（フ）第１４１号
北海道苫小牧市澄川町６丁目10番23号
債務者　田代　友宏
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１３５号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字元木平30番地11
債務者　千葉　恒義
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
群馬県みどり市大間々町大間々1136番地４
債務者　西村　利行
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１３８号
富山市金代７番地　有料老人ホーム　ケアセンチュリー富山
債務者　田沼　信博
法定代理人成年後見人　林　　優
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２３号
静岡県富士市入山瀬４丁目３番21号
債務者　松嶋美登里
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第３９号
福岡県みやま市瀬高町文廣2060番地２
債務者　坂梨　鷹也
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
長崎県対馬市美津島町久須保688番地
債務者　勝田　恵子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
宮崎県小林市南西方2225番地１
債務者　下ノ園友啓
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１０３号
鹿児島県霧島市国分清水１丁目９番15号
債務者　野添　文明
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第３２１号
沖縄県浦添市内間２丁目19番７―201号　マンション千代
債務者　鉢嶺　清美（旧姓謝花）
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１２６号
佐賀県佐賀市長瀬町７番10号、前住所茨城県稲敷市蒲ケ山984番地35
債務者　甲斐　利文
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５２号
茨城県稲敷郡河内町下加納475番地59
債務者　髙田　邦夫
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
茨城県取手市新取手１丁目11番15―101号、前住所茨城県取手市戸頭４丁目15番２号
債務者　染谷　昇平
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
長野県上伊那郡南箕輪村3512番地１　サンハイツ伊藤Ｂ202
債務者　征矢　和也
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第１４１９号
名古屋市南区天白町３丁目９番地の90
債務者　関　　隆行
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５９６号
愛知県春日井市関田町３丁目45番地
債務者　相場　　健
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部